

21文科高第38号
平成21年8月27日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
殿

文部科学省高等教育局長
徳 永 保

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第30号）が、また、別添2のとおり、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）が、それぞれ平成21年8月20日に公布され、平成21年9月1日から施行されることとなりました。

今回創設される教育関係共同利用拠点制度は、多様化する社会と学生のニーズに応えつつ質の高い教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援するものです。

既に教育課程の共同実施制度や学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が施行されているところですが、各大学におかれては、下記に示す今回の新たな制度の詳細について十分ご了知いただき、同制度をご活用いただくようお願い致します。

なお、文部科学大臣への申請様式や対象施設、施設の種類等に応じた認定基準等、申請手続きにあたり必要な事項や今後の申請スケジュール等については、別途お知らせします。

記

第1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第30号）の概要

- (1) 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができること。(第143条の2第1項関係)
- (2) (1)の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)として文部科学大臣の認定を受けることができること。(第143条の2第2項関係)

第2 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程(平成21年文部科学省告示第155号)の概要

(1) 趣旨(第1条関係)

拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによること。

(2) 認定の基準(第2条関係)

拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

- ① 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。(第1号)
- ② 拠点の認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあつては、当該施設が設置された際に学内でどのような位置づけを有するのか明らかにすること。(第2号)
- ③ 開かれた運営体制を確保し、幅広い意見を拠点の運営等に反映させれるため、申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いていること。また、その際、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。なお、「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については、各大学において実態に即して判断することとする。また、ロの委員については、学外者であることが望ましいこととする。(第3号)
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- ④ 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお、近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また、当該施設を利用する機関は大学のみ限定されるものではなく、各大学の判断で、大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。(第4号)
- ⑤ 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備、要件及び資料、データベース等を備えていること。(第5号)
- ⑥ 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要

な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。(第6号)

- ⑦ より多くの大学の利用を図り、成果を広く発信するという観点から、申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。(第7号)
- ⑧ 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお、望ましい具体的な利用大学数については、申請施設の種類等に応じて判断することとする。(第8号)

(3) 認定の申請(第3条関係)

申請施設を置く大学の学長は、申請書に次の①～⑨の書類を添えて、文部科学大臣に申請すること。

- ① 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類(第1号)
- ② 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの(第2号)
- ③ 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類(第3号)
- ④ 運営委員会の規則及び名簿(第4号)
- ⑤ 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類(第5号)
- ⑥ 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類(第6号)
- ⑦ 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類(第7号)
- ⑧ 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類(第8号)
- ⑨ その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類(第9号)

(4) 認定の手続(第4条関係)

文部科学大臣は、申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。また、当該認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。なお、有効期間については、各施設ごとに認定の際に判断することとする。

(5) 変更及び廃止等の届出(第5条関係)

拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長(以下「学長」という。)は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- ① 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- ② 当該施設を廃止しようとするとき。
- ③ 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(6) 文部科学大臣への報告等(第6条関係)

学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。また、学長は、毎年度終了後3ヶ月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(7) 認定の取消し(第7条関係)

文部科学大臣は、拠点が(2)に規定する基準に適合しなくなつたと認めると

き又は（５）②若しくは③の届出を大学から受けたときは、認定を取り消すことができること。

（８）認定等の公表（第８条関係）

文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

（９）施行期日（附則関係）

教育関係共同利用拠点制度は、平成２１年９月１日から実施するものであること。

（本件担当）

【制度内容等について】

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111(2493)

【認定手続き等について】

高等教育局大学振興課学務係 電話：03-5253-4111(3334)

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十日

文部科学大臣 塩谷 立

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・百四十三条」を「―百四十三条の三」に改める。

第四百四十三条の二を第四百四十三条の三とし、第四百四十三条の次に次の一条を加える。

第四百四十三条の二 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

附 則

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第九章 大学</p> <p>第一節 設備、編制、学部及び学科（<u>第四百二十二条</u>―<u>百四十三条</u>の三）</p> <p>第九章 大学</p> <p>第一節 設備、編制、学部及び学科</p> <p><u>第四百十三</u>条の二 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。</p> <p>2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、<u>教育関係共同利用拠点</u>として文部科学大臣の認定を受けることができる。</p> <p><u>第四百十三</u>条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。</p> <p>2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第九章 大学</p> <p>第一節 設備、編制、学部及び学科（<u>第四百二十二条</u>・<u>百四十三条</u>）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第四百十三</u>条の二（略）</p> <p>2（略）</p>

○文部科学省告示第百五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百四十三条の二第二項の規定に基づき、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十一年八月二十日

文部科学大臣 塩谷 立

教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程

（趣旨）

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百四十三条の二第二項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

（認定の基準）

第二条 規則第四百四十三条の二第二項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であつて、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- 二 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供する

ものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

三 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。

イ 当該申請施設の職員

ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者

ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

四 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。

五 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。

六 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。

七 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。

八 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

（認定の申請）

第三条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請する

ものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 運営委員会の規則及び名簿
- 五 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- 六 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- 七 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- 八 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手續)

第四条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。
(変更及び廃止等の届出)

第五条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長(以下「学長」という。)は、次に掲げる場合に

は、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 当該施設を廃止しようとするとき。

三 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第六条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第七条 文部科学大臣は、拠点が第二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第五条第二号若しくは第三号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第八条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十一年九月一日から実施する。

(共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の一部改正)

2 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(平成二十年文部科学省告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第百四十三条の二第二項」を「第百四十三条の三第二項」に改める。

第八条中「認めるとき」の下に「又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたとき」を加える。

第九条中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は第六条第三号の届出を受け」を削る。

教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程案

◎共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第三条 規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>（認定等の公表）</p> <p>第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第三条 規則第百四十三条の二第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>（認定等の公表）</p> <p>第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。</p>

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び 「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について

I. 趣旨

大学の機能別分化と大学間連携は、第一次報告の主要なテーマの一つであり、各大学が有する人的・物的資源の共同利用・有効活用を一層促進する観点から、学術研究分野において既に実施されている共同利用・共同研究拠点制度について、教育・学生支援分野についても創設することが提言された。

このことを受け、大学分科会に全国共同利用検討ワーキンググループを設置し、検討を重ねてきたところであり、その結果を踏まえ、以下のとおり学校教育法施行規則の一部を改正し、関連する規程を定めて、教育関係共同利用拠点制度を創設した。

II. 概要

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」について

「共同利用・共同研究拠点」について定めている現行の学校教育法施行規則第143条の2を第143条の3とし、新たに第143条の2として「教育関係共同利用拠点」に係る規定を新設する。

- ・ 教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。
- ・ 当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について

- ・ 教育関係共同利用拠点の認定基準（施設が大学教育の充実に特に資すると認められるものであること、共同利用実施に関する重要運営について審議する委員会を置くこと、共同利用に必要な設備・資料等を備えていること等）について定める（第2条）。
- ・ 認定の申請や認定の手続き、変更・廃止等の手続き、認定等の公表について定める（第3条～第5条、第8条）。
- ・ 学長による共同利用の実施計画・実施状況報告の提出について定める（第6条）。
- ・ 文部科学大臣による認定の取消しについて定める（第7条）。

III. スケジュール

8月20日（木）公布 9月1日（火）施行